議案第57号

あきる野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例

上記の議案を提出する。

令和7年8月25日

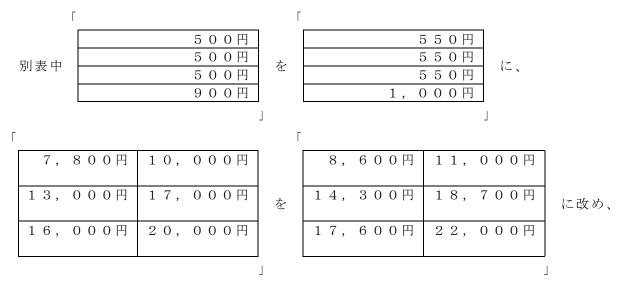
提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

利用料金の額を改める必要がある。

あきる野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成20年あきる野市条例第 28号)の一部を次のように改正する。



同表備考第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該延長利用料金に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のあきる野市総合福祉センターの設置及 び管理に関する条例の規定により承認を受けている者の利用料金については、なお従前の 例による。